二　前項において準用する第八項の規定の適用を受ける場合　前項において準用する第八項又は第九項の給与等支給額

第五条の六の三の二第十八項中「又は第二項の規定の適用を」を「の規定の適用を」に、「同条第三項第六号」を「同条第三項第五号」に、「継続雇用者比較給与等支給額が」を「新規雇用者比較給与等支給額が」に、「おける同条第一項又は第二項の規定の適用については、次に定めるところにより」を「は、同条第一項第一号に掲げる要件を満たさないものとする」に改め、同項各号を削り、同条第二十項を削り、同条第十九項中「の規定」を「又は第二項の規定」に、「同条第三項第七号」を「同条第三項第七号」に改め、同項第一号中「係る」の下に「法第十条の五の四第一項第二号に規定する」を加え、「法第十条の五の四第一項第三号」を「同号及び同条第二項第二号イ」に改め、同項第二号中「第十条の五の四第一項第三号」を「第十条の五の四第一項第二号及び第二項第二号イ」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項の次に次の一項を加える。

19　法第十条の五の四第二項の規定の適用を受けようとする同項に規定する中小事業者のその適用を受けようとする年に係る同条第三項第十号に規定する比較雇用者給与等支給額が零である場合には、同条第二項に規定する雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上であるときに該当しないものとする。

第五条の六の三の二第二十一項中「第十二項」を「第十七項」に改め、同条を第五条の六の四とする。

第五条の七第二項中「第十条第十一項、第十条の二第八項」を「第十条第十二項」に改め、「、第十条の五の二第十項」を削り、「及び第十条の五の四の二第七項」を「、第十条の五の五第七項及び第十条の五の六第十三項」に改め、同条第七項中「同項第一号に規定する継続雇用者給与等支給額及び同号に規定する継続雇用者比較給与等支給額」を「同項第一号イ及びロに掲げる金額」に改め、「おける同項の規定の適用について」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第六項中「第三項に」を「第八項に」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項中「第三項に」を「第八項に」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項中「前項第二号」を「第五項及び前項第二号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項の次に次の五項を加える。

3　法第十条の六第五項第一号イに規定する政令で定めるものは、同項に規定する個人の同号イに規定する国内雇用者（雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者に該当する者に限るものとし、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第九条第一項第二号に規定する継続雇用制度の対象である者として財務省令で定める者を除く。以下この項及び第五項において「国内雇用者」という。）のうち、当該個人の国内雇用者として対象年（法第十条の六第五項に規定する対象年をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び当該対象年の前年において事業を営んでいた期間内の各月分の当該個人の給与等（同条第五項第一号イに規定する給与等をいう。第五項において同じ。）の支給を受けたものとする。

4　法第十条の六第五項第一号イに規定する政令で定める金額は、法第十条の五の四第三項第九号に規定する雇用者給与等支給額のうち法第十条の六第五項第一号イに規定する継続雇用者（次項において「継続雇用者」という。）に係る金額とする。

5　法第十条の六第五項第一号ロに規定する政令で定める金額は、同項に規定する個人の対象年の前年に係る給与等支給額（当該個人のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の同号イに規定する支給額をいう。以下この項において同じ。）のうち継続雇用者に係る金額（当該個人が当該対象年の前年において事業を開始した場合には、当該対象年の前年に係る給与等支給額のうち継続雇用者に係る金額に十二を乗じてこれを当該対象年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）とする。

6　法第十条の六第五項第二号イに規定する政令で定める取得は、代物弁済としての取得とする。

7　法第十条の六第五項第二号イに規定する政令で定めるものは、所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち所得税法施行令第六条各号に掲げるもの（時の経過によりその価値の減少しないものを除く。）とする。

第五条の八の見出し中「特定設備等」を「特定船舶」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「の表の第二号の上欄」を削り、「第五項」を「第三項」に、「第八項」を「第五項」に改め、「）及び」の下に「船舶貸渡業（」を、「船舶貸渡業」の下に「をいう。次項及び第四項において同じ。）」を加え、同項を同条第一項とし、同条第四項中「の表の第二号の中欄のイに規定する」を「に規定する特定海上運送業の経営の合理化及び」に、「で」を「（匿名組合契約（当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含む。）又は外国におけるこれに類する契約の目的である船舶貸渡業の用に供されるもので、その貸付けを受けた者の沿海運輸業の用に供されるものを除く。）で」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第十一条第一項の表の第二号の中欄のイに規定する環境への負荷の低減に著しく資するものとして」を「第十一条第一項第一号に規定する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第三項に規定する」を削り、同項を同条第四項とし、同条第八項中「第十一条第一項の表の第二号の下欄」を「第十一条第一項第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項を削り、同条第十項中「第四項、第五項又は第八項」を「第二項、第三項又は前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十一項を削る。

第六条の三第一項第一号を削り、同項第二号中「第二号の」を「第一号の」に、「新設」を「新増設（以下この項において「新増設」という。）」に、「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第三号」を「第二号」に、「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第四号」を「第三号」に、「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第五号」を「第四号」に、「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第四号までに」を「第一号から第三号までに」に改め、同号イ中「生産等設備」の下に「（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。ロ及び次号において同じ。）」を、「減価償却資産」の下に「（所得税法施行令第六条第一号から第七号までに掲げるものに限る。以下この条において同じ。）」を、「取得価額」の下に「（同令第百二十六条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同号ロ中「第三号」を「第二号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第五号」を「第四号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「第二号」を「第一号」に改め、「、こん包業」及び「、機械設計業、経営コンサルタント業、沖縄振興特別措置法施行令第四条第五号に掲げるエンジニアリング業（次項第一号において「エンジニアリング業」という。）」を削り、「、商品検査業」を「及び」に改め、「及び同条第十一号に掲げる研究開発支援検査分析業（次項第一号及び第八項第六号において「研究開発支援検査分析業」という。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第七項中「第二号」を「第一号」に改め、同項第一号中「、機械設計業、エンジニアリング業」を削り、「、商品検査業」を「及び」に改め、「及び研究開発支援検査分析業」を削り、同項第二号中「、こん包業」を削り、「、デザイン業及び経営コンサルタント業」を「及びデザイン業」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項中「第二号」を「第一号」に改め、同項第二号中「及びこん包業」を削り、同項第四号中「、機械設計業、商品検査業」を削り、同項第六号を削り、同項を同条第五項とし、同条第九項中「第三号の」を「第二号の」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十項中「第三号の」を「第二号の」に、「第八項第一号」を「第五項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項中「第五号」を「第四号」に、「旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第三項に規定する簡易宿所営業（これらの事業のうち財務省令で定めるものを除く。以下この条において「旅館業」という。）とし、同表の第四号」に、「旅館業用建物」を「旅館業の用に供する建物（その構造設備が同法第三条第二項に規定する基準に適合するものに限る。）」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十二項第四号を削り、同項第三号中「第三号」を「第四号」に、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第二号」を「第三号」に、「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、